



筑紫女学園大学リポジット

The Employment Conditions and Policies for the Elderly Workers in Korea

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2014-02-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 裴, 海善, BAE, Haesun メールアドレス: 所属:
URL	https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/162

韓国高齢者の雇用実態と高齢者雇用促進政策

裴 海 善

The Employment Conditions and Policies for the Elderly Workers in Korea

Haesun BAE

はじめに

出生率下落と平均寿命増加により、韓国の人口高齢化が早いスピードで進んでいる。統計庁の発表によると（2005年）、韓国の合計特殊出生率はOECD 会員国の中で最も低い水準である1.08人である。また韓国は1999年から高齢化社会に突入し、2008年7月現在、韓国人口10人の中で1人は65歳以上の高齢者である。この傾向が続けば、韓国も2018年には高齢社会（Aging Society）、2026年には超高齢社会（Super-Aged Society）に突入する。また高齢化社会から超高齢社会へ移行するのにかかる期間が、フランスは155年、アメリカは88年であったが、韓国は26年かかることと見込まれる。

急速に高齢化社会に突入すると、生産可能人口は減少し福祉費用は増加するので、高齢者が増えることは社会的負担が増えることを意味する。高齢者労働力の活用は社会的負担を減らすだけでなく経済社会の活力を維持する側面からでも非常に重要であることから、人口高齢化による労働市場の変化を把握し、予想される問題にすばやく対処するのが必要である。

韓国統計庁は高齢者の就業実態を調べ、高齢者の仕事場支援などの雇用安定政策及び福祉政策樹立のための基礎資料を提供することを目的に2005年から毎年5月に高齢層付加調査を実施してきた。本稿では、韓国の高齢化の実態を把握すると共に、統計庁の「経済活動人口付加調査（若年層・高齢層）結果」（2008年5月実施）のデータに基づいて韓国高齢者の雇用状態及び特徴を確認し、また高齢労働者の雇用与件を改善し促進するための法律である高齢者雇用促進法における法制度の内容を検討することを試みた。

1. 高齢化の実態

国連の基準では、高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）が7%を超えれば「高齢化社会」、14%を超えれば「高齢社会」、20%を超えれば「超高齢社会」となる。人口高齢化の速度を国際比較すると表1、世界で最も高齢化が進んでいる国は日本である。日本はすでに1970年に高齢化社会となり、94年には高齢社会、2006年には超高齢社会に突入した。日本は現在、全人口の

表1 高齢化到達年度

	到達年度 (年)		
	7%	14%	20%
フランス	1864	1979	2018
アメリカ	1942	2015	2036
ドイツ	1932	1972	2009
日本	1970	1994	2006
韓国	1999	2018	2026

資料：統計庁「将来人口推計」2006年12月

図1 所要年数

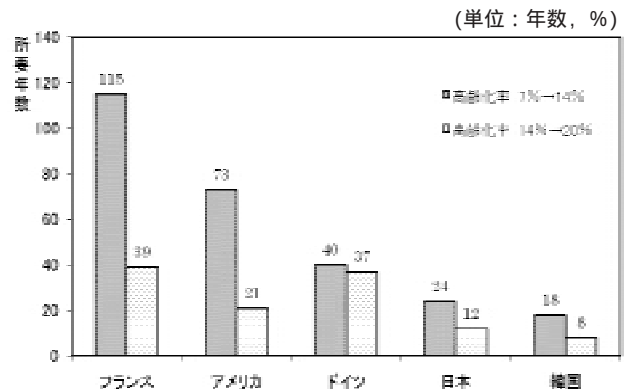


表2 高齢化率・高齢化指数・高齢者扶養費

(単位：年数，%)

	1998	1999	2000	2008	2016	2018	2025	2030	2035	2040	2045	2049
65歳以上人口比	6.9	7.2	7.6	10.3	13.8	14.3	20.8	25.1	29.3	33.1	36.2	38.2
高齢化指数	30.4	32.3	34.3	59.3	100.7	112.5	169.1	213.8	259	314.8	374.3	421.4
高齢者扶養費	9.3	9.6	10.1	14.3	18.2	19.7	29.1	37.7	46.8	56.7	64.5	71.1

資料：統計庁「将来人口推計」(<http://www.kosis.kr>)

注：1) 高齢化資料は、2006年11月で作成した将来人口推計データである。

2) 高齢化指数 = (65歳以上人口) / (0～14歳人口) × 100

3) 高齢者扶養費 = (65歳以上高齢人口) / (15～64歳生産可能人口) × 100

5分の1が高齢者ということであるが、総務省の2008年7月31日の発表によると、2008年3月現在の75歳以上の人口は総人口の10.04%となり、高齢化率が10%を超えている¹。

人口構造で見るならば韓国は日本よりも速いペースで高齢化が進んでいる 図1。高齢化社会から高齢社会へ行くのにフランスは115年かかり、アメリカは73年、ドイツは40年、日本は24年だったが、韓国は18年かかっている。高齢社会から超高齢社会へ行くにも最も短い日本が12年だったが、韓国は8年かかることと推算している。

韓国の高齢化率、それによる社会の高齢者扶養費を示したのが 表2 である。韓国の65歳以上人口比を見ると、韓国は1999年から高齢化社会に突入した。2008年7月現在、高齢化率は10.3%で、韓国人口10人の中で1人は65歳以上の高齢者である。この傾向が続ければ、韓国も2018年には高齢社会、2025年には超高齢社会に突入する。

一方、15歳未満人口に対する65歳以上の人口の比である高齢化指数を見ると、2008年現在59.3で、幼少年100人当たり高齢人口は59人程度であるが、2016年には100.7で高齢人口が幼少年人口より多

1 「朝鮮日報」2008年8月2日 (<http://www.chosunonline.com>)

くなり、2030年には214人、2049年には421人になって、超高齢社会が相当進む見込みである。

高齢者が増えるということは社会的扶養家族が増加することを意味する。15～64歳の生産可能人口が65歳以上の高齢人口をどのぐらい扶養するかを意味する高齢者扶養費は1998年9.3%から2008年14.3%へと最近10年の間5%p上昇した。言い換えれば、10年前には10.8人が一人の高齢者を扶養したならば、現在は7人が高齢者1人を、また、2030年は2.7人が1人の高齢者を扶養することになる。これは高齢化の進展と共に、韓国経済の活力が大きく落ち、社会的負担が重くなることを意味する。従って、高齢者労働問題は社会的扶養負担を減らすとの側面で重要であるが、問題は早いスピードで増加する高齢者人口に比べて、仕事場が不足していることである。

2. 高齢者雇用の特徴と年金収入

統計庁は2005年から「経済活動人口付加調査（若年層・高齢層）結果」（以下、付加調査と称する）を実施しているが、55～79歳年齢層が調査対象である。因みに韓国の高齢者雇用促進法では55歳以上の者を高齢者と規定している。本章では2008年5月付加調査実施結果に基づいて、55歳以上高齢層の雇用の実態を、経済活動状態、過去就職経験や離職理由、就業動機及び仕事選択基準などを中心に把握する。

1) 経済活動状態

「付加調査」によると、55～79歳の高齢層人口は2006年5月8,333千人、2007年5月8,594千人、2008年5月8,841千人でその規模が増加している。また15歳以上人口の中で55～79歳の高齢層人口が占める割合も、2006年21%、2007年21%、2008年22%と増加傾向である。

2008年5月のでデータに基づいて高齢者の経済活動状態に確認すると表3、55～79歳の労働力率は50.68%で、65～79歳の労働力率は37.03%である。高齢層の就業率は49.9%、失業率は1.5%であるが、これは全体就業率60.5%と失業率3.0%より低いことである。一方、殆ど仕事場から引退する年齢である65～79歳層の就業率は36.7%、失業率は0.8%である。

表3 高齢者の経済活動状態

(単位：千人，%)

	55～79歳 人口	労働力 人口			労働力率	就業者率	失業率
			就業者	失業者			
2008年5月	8,841	4,481	4,411	69	50.68	49.9	1.5
55～64歳	4,561	2,896	2,839	57	63.49	62.3	2.0
65～79歳	4,280	1,585	1,572	13	37.03	36.7	0.8

資料：統計庁「経済活動人口付加調査（若年層・高齢層）結果」（2008年5月実施）

注：1）就業者率は55～79歳就業者の55～79歳人口に占める割合である。

2）失業率は失業者が労働力人口に占める割合である。

次に高齢者の産業別・職業別分布を 表 4 で確認する。55～79歳就業者の産業別・職業別分布を見ると、事業・個人・公共サービス業28.7%，農林漁業28.5%である。15歳以上の全体就業者と比べると、高齢層の農林漁業の割合は著しく高い。ここで注意することは、韓国の65～79歳層の労働力率は37.03%と高いほうであったが、65～79歳層が主に就業した産業は「農林漁業」が48%でほぼ半分を占めていることである。つまり、定年退職がなく生涯に渡って仕事ができる農林漁業部門に従事している。経済協力開発機構（OECD）会員国の中でも韓国の高齢人口の労働力率は最上位権であるが、その中身を見ると、半分程度が農林業に従事しているからである。

55～79歳就業者の職業別分布を見ると、全体就業者と比べ農林漁業熟練従事者26.8%，単純労務従事者が23.0%順で高い。専門・技術・行政管理者は9.5%，事務従事者は2.8%と低い。特に65～79歳の高齢者の農林漁業熟練従事者は44.6%で約 5 割弱を占めている。

表 4 高齢者の産業別・職業別分布

(単位：千人，%)

産業別分布									
	55～79歳 就業者	農林 漁業	鉱工業	製造業	社会間接 資本及び その他 サービス業	建設業	卸売小売 飲食店 宿泊業	事業・個 人・公共 サービス業	電気・運 輸・通信 ・金融業
2008年5月	4,411 (100.0)	1,259 (28.5)	424 (9.6)	421 (9.5)	2,728 (61.8)	284 (6.4)	880 (20.0)	1,267 (28.7)	297 (6.7)
55～64歳	2,839 (100.0)	504 (17.8)	327 (11.5)	324 (11.4)	2,008 (70.7)	250 (8.8)	598 (21.1)	907 (32.0)	253 (8.9)
65～79歳	1,572 (100.0)	755 (48.0)	97 (6.2)	97 (6.2)	720 (45.8)	34 (2.1)	282 (18.0)	359 (22.9)	45 (2.8)
全体 就業者 ¹⁾	(100.0)	(7.9)	(17.2)	(17.1)	(74.9)	(7.9)	(23.7)	(33.1)	(10.1)
職業別分布									
	55～79歳 就業者	専門 技術 行政 管理者	事務 従事者	サービス・ 販売従事者	農林漁 業熟練 従事者	技能 機械 操作 単純労務 従事者	技能 ²⁾	機械 ³⁾	単純 ⁴⁾
2008年5月	4,411 (100.0)	419 (9.5)	126 (2.8)	949 (21.5)	1,181 (26.8)	1,737 (39.4)	334 (7.6)	389 (8.8)	1,015 (23.0)
55～64歳	2,839 (100.0)	325 (11.4)	97 (3.4)	704 (24.8)	480 (16.9)	1,233 (43.4)	283 (10.0)	324 (11.4)	626 (22.1)
65～79歳	1,572 (100.0)	94 (6.0)	28 (1.8)	245 (15.6)	701 (44.6)	503 (32.0)	50 (3.2)	65 (4.1)	388 (24.7)
全体 就業者 ¹⁾	(100.0)	(22.2)	(15.8)	(23.1)	(7.3)	(32.7)	(10.1)	(10.7)	(11.9)

資料；統計庁「経済活動人口付加調査（若年層・高齢層）結果」（2008年5月実施）

注；1）15歳以上全体就業者の産業別・職業別構成比である。2）技能員及び関連技能従事者である。

3）装置、機械操作及び組立て従事者である。4）単純労務従事者である。

2) 過去就業経験や離職年齢及び離職理由

次に高齢者の過去就業経験や離職年齢及び職場をやめた理由などを確認する 表5。まず、高齢者の中で、生涯もっとも長く勤めた職場での平均勤続期間は20年8ヶ月である。性別には、男子の平均勤続期間は23年3ヶ月、女子の平均勤続期間は18年2ヶ月で、男性の方が女性より5年1ヶ月もっと長い。また男女共に勤続期間30～50年未満の人が最も多い。

次に、最も長く勤めた職場での離職年齢を見ると、50～59歳に離職した人が44.2%と最も多く、平均離職年齢は53歳である。男女別に離職年齢は男子は55歳、女子は52歳である。50～59歳で離職した比率を男女別に見ると、男子は48.5%、女子は40.6%である。

表5 高齢層の過去就業経験・離職年齢・やめた理由

(単位：千人、%)

最も長く勤めた職場の勤続期間								
	合計 ¹⁾	5年未満	5～10年 未満	10～20年 未満	20～30年 未満	30～50年 未満	50年以上	平均 勤続期間
2008.5	8,356 (100.0)	1,078 (12.9)	1,057 (12.7)	2,023 (24.2)	1,688 (20.2)	2,144 (25.7)	366 (4.4)	20年8ヶ月
男子	4,056 (100.0)	217 (5.4)	322 (7.9)	1,059 (26.1)	1,051 (25.9)	1,250 (30.8)	156 (3.8)	23年3ヶ月
女子	4,300 (100.0)	861 (20.0)	735 (17.1)	963 (22.4)	637 (14.8)	894 (20.8)	210 (4.9)	18年2ヶ月
最も長く勤めた職場の離職年齢								
	最も長く 勤めた職 場離職者	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	平均 離職年齢
2008.5	5,887 (100.0)	298 (5.1)	278 (4.7)	1,001 (17.0)	2,604 (44.2)	1,432 (24.3)	274 (4.6)	53歳
男子	2,731 (100.0)	9 (0.3)	89 (3.2)	468 (17.1)	1,324 (48.5)	745 (27.3)	96 (3.5)	55歳
女子	3,156 (100.0)	289 (9.1)	189 (6.0)	533 (16.9)	1,281 (40.6)	687 (21.8)	177 (5.6)	52歳
やめた理由								
	最も長く 勤めた職 場離職者	定年退職	勧告辞職、 名誉退職、 整理解雇	事業不振、 操業中断、 休業、閉業	家族の世話 をするため	健康が 悪くて	仕事をや める年にな ったと思っ たため	その他 ²⁾
2008.5	5,887 (100.0)	668 (11.3)	466 (7.9)	1,530 (26.0)	849 (14.4)	1,578 (26.8)	389 (6.6)	407 (6.9)
男子	2,731 (100.0)	607 (22.2)	360 (13.2)	848 (31.0)	37 (1.3)	523 (19.1)	170 (6.2)	187 (6.8)
女子	3,156 (100.0)	61 (1.9)	106 (3.3)	683 (21.6)	813 (25.8)	1,055 (33.4)	218 (6.9)	221 (7.0)

資料：統計庁「経済活動人口付加調査（若年層・高齢層）結果」（2008年5月実施）

注：1）現在就業者及び就業経験があるが現在未就業者である人を含む。

2）経済的に余裕があるため、余暇を楽しむため、等。

最も長く勤めた職場をやめた理由としては、「健康が悪くて」26.8%、「事業不振、操業中断、職場休業及び閉業」が26.0%の順である。やめた理由を男女別に見ると、男子は「事業不振、操業中断、職場休業及び閉業」31.0%、「定年退職」22.2%順で多く、女子は「健康が悪くて」が33.4%と最も多い。

3) 高齢者の就職動機および仕事選択基準

平均寿命の増加と生涯学習の概念が普遍化しながら、年齢に縛られず成功的な第2の人生を生きていくため努力する高齢者が増え続けている。また仕事を求めて政府と地方自治団体が主催するシルバー博覧会に多くの高齢者が集まっているが、博覧会で仕事を見つける高齢者は少数にすぎない。ここでは高齢者の将来就業希望と関連して、就業動機、仕事を選択するときの基準、就業希望者の希望賃金水準を中心にまとめた 表6。

表6 高齢者の就業意向や動機及び仕事選択基準

(単位：千人、%)

今後の就業意向及び就業動機										
	55～79歳人口	将来就業希望	仕事の楽しみ	生活費補助	社会が求める	健康維持	退屈なので	その他	就業希望なし	
2008年5月	8,841 (100.0)	5,045 (57.1)	1,747 (19.8)	2,763 (31.2)	101 (1.1)	153 (1.7)	270 (3.1)	12 (0.1)	3,794 (42.9)	
	55～64歳	4,561 (100.0)	3,259 (71.5)	1,123 (24.6)	1,845 (40.5)	81 (1.8)	75 (1.6)	125 (2.7)	10 (0.2)	1,302 (28.5)
	65～79歳	4,280 (100.0)	1,786 (41.7)	624 (14.6)	918 (21.4)	20 (0.5)	78 (1.8)	145 (3.4)	2 (0.0)	2,494 (58.3)
最教育水準別仕事選択基準										
	将来就業希望者	賃金水準	仕事の量と時間帯	仕事の内容	出退勤距離などの 便利性	仕事の継続可能性	過去の就業経験との 関連性	その他 ¹⁾		
2008年5月		5,045 (100.0)	2,763 (54.8)	618 (12.2)	309 (6.1)	147 (2.9)	696 (13.8)	391 (7.8)	121 (2.4)	
	中卒以下	3,233 (100.0)	1,967 (60.8)	408 (12.6)	144 (4.4)	89 (2.8)	407 (12.6)	191 (5.9)	29 (0.9)	
	高卒	1,265 (100.0)	631 (49.9)	152 (12.0)	87 (6.9)	49 (3.8)	204 (16.1)	107 (8.5)	35 (2.7)	
	大卒以上	548 (100.0)	165 (30.1)	58 (10.5)	79 (14.4)	9 (1.7)	86 (15.6)	94 (17.1)	57 (10.5)	
就業希望者の希望賃金水準										
	将来就業希望者	月平均希望賃金水準（単位：ウォン）					仕事形態			
		50万未満	50～100万未満	100～150万未満	150～300万未満	300万以上	全日制	時間制		
2008年5月		5,045 (100.0)	576 (11.4)	1,757 (34.8)	1,516 (30.0)	939 (18.6)	257 (5.1)	3,739 (74.1)	1,306 (25.9)	
	男子	2,917 (100.0)	142 (4.9)	722 (24.8)	1,041 (35.7)	788 (27.0)	255 (7.7)	2,437 (83.5)	480 (16.5)	
	女子	2,128 (100.0)	435 (20.4)	1,035 (48.6)	475 (22.3)	151 (7.1)	32 (1.5)	1,302 (61.2)	826 (38.8)	

資料；統計庁「経済活動人口付加調査（若年層・高齢層）結果」（2008年5月実施）

注；1) 事業所規模、社会的地位維持可能性、その他。

55～79歳人口の中で、将来就業を希望する人は57.1%であるが、これは2007年に比べて0.4%p下落したことである。特に55～64歳の就業希望率は71.5%で、10人の中で7人が仕事をもとめており、65歳以上の年齢層でも41.7%が再就業を希望している。就業動機としては「生活費を補助するため（お金が必要であるから）」が31.2%と最も多く、「仕事の楽しみのため（健康が許すかぎり仕事がしたくて）」は19.8%である。

次に将来仕事を希望する5,045人を対象に教育水準別に仕事の選択基準を尋ねた。将来、仕事を希望する人は仕事の選択の際、「賃金水準」を考慮する人が54.8%と最も多く、次に就業の継続可能性をあげている。韓国は2020年には専門大卒以上の高学歴者数が24%（2005年9.6%）を占めるなど、高齢者の高学歴化が急速に進んでいる。教育程度別に見ると、全ての教育水準で、「賃金水準」と「仕事の継続可能性」を優先的に考慮しており、教育水準が高いほど、「仕事の内容」と「過去の就業経験との関連性」などを考慮する割合が高まることがわかる。

仕事の選択基準として賃金水準を考慮する高齢者が多かったが、希望する賃金水準はそれほど高くはない。55～79歳の将来就業希望者が希望する賃金水準として「月平均50～100万ウォン未満」を希望する人が34.8%と最も多く、「月平均100～150万ウォン未満」を希望する人が30.0%である。性別には、男性は「月平均100～150万ウォン未満」が35.7%、女子は「月平均50～100万ウォン未満」が48.6%と最も高い。

また表には示していないが、将来就業を希望する高齢者の希望仕事形態としては、「全日制」が74.1%であり、「時間制」は25.9%である。時間制を希望するのは、女子が38.8%で、男子の16.5%に比べて、2倍以上高い。

4) 高齢者と年金収入

韓国で、高齢者の生活の安定のための年金制度としては国民年金制度と基礎老齢年金制度がある。国民年金制度²は1988年国民年金法の施行により導入された。当時は対象者が職場加入者（10人以上事業場）に限定されたが、その後順次対象者を広げ、1999年に都市地域住民まで拡大し、国民皆年金制度が達成された。日本の国民年金と厚生年金のように分離されていないが、韓国の国民年金は事業場加入者と地域加入者、任意加入者に区分される。企業の私的年金制度はまだ確立されていない。

20年以上加入して60歳に達した者は、完全老齢年金（40年加入の場合には標準月額（退職時所得等）の約60%）を受けるが、条件に満たない場合には減額制度（原則的に10年以上の加入が必要）がある。その他、障害年金、遺族年金などがある。また、現在の年金支給開始年齢は60歳であるが、2013年には61歳に上方修正し、以後5年ごとに1年ずつ上方修正して2033年には65歳になる。

2 韓国の国民年金の歴史と内容に関しては、裴海善「非正規職と4大社会保険の韓日比較」大韓日語日文学会『日語日文学』第37輯（平成20年2月）が詳しい。国民年金の場合、事業場加入者及び地域加入者の全ての所得の9.0%（事業場加入者の場合、労使が4.5%ずつ負担）を年金保険料として保健福祉部傘下の国民年金管理公団に納付する。また国民年金法による国民年金以外に、公務員年金及び軍人年金等の公的年金がある。公務員年金及び軍人年金等の公的年金の保険料は所得の17%（本人、国家が折半（各8.5%））である。

一方、保健福祉部は高齢者福祉政策を実施しているが（一部事業は労働部が実施）、その政策の一つとして、敬老年金を支給してきた。敬老年金³とは、国民基礎生活保障を受けていない低所得高齢者の安定した老後生活を支援することが目的で、1998年から実施した。敬老年金は政府財政により運営されており、2005年には61万9千人の低所得者に1人当たり月額3万1千ウォン～5万ウォンが支給された。

引き続き、高齢者の生活安定と福祉増進を目的に2007年4月25日、「基礎老齢年金法」が制定され、2008年1月1日から施行された。基礎老齢年金⁴は、既存の敬老年金と老人交通手当を廃止し、受給対象を拡大したことで、生活が困難である高齢者に毎月年金を支給して安定した老後生活を過ごせるようにするための制度である。基礎老齢年金の支給対象者も2008年1月からは70歳以上（1937年12月31日以前の出生者）であったが、2008年7月1日から、65歳以上へと拡大された。

現在、65歳以上の全体高齢者の中で、所得と財産が少ない全体高齢者の70%に支給し、2009年には全体500万人の中、360万人が支給される予定である。支給額は、国民年金加入者の平均所得月額の5%基準で策定され、高齢者単独世帯（1人）であると、所得水準によって、2万～8万4千ウォン（2009年4月からは8万7千ウォンまで）が支給され、高齢者夫婦の2人世帯であると、所得水準によって、4万～13万4千ウォン（2009年4月からは13万9千ウォン）が支給される。

表7 年金受給可否

（単位：月平均、千人、%）

	55～79 歳人口	年金未 受給者	年 金 受給者	月平均年金受給額 ¹⁾					
				10万 ウォン未満	10～25万 ウォン未満	25～50万 ウォン未満	50～100万 ウォン未満	100～150万 ウォン未満	150万 ウォン以上
2008年5月	8,841 (100.0)	6,193 (70.0)	2,648 (29.9) (100.0)	847 (32.0)	976 (36.8)	328 (12.4)	148 (5.6)	95 (3.6)	254 (9.6)
55～64歳	4,063 (100.0)	2,540 (62.5)	1,513 (37.5) (100.0)	278 (18.3)	606 (39.8)	240 (15.7)	107 (7.0)	69 (4.6)	222 (14.6)
65～79歳	4,778 (100.0)	3,653 (76.5)	1,125 (23.5) (100.0)	569 (50.5)	369 (32.8)	89 (7.9)	41 (3.7)	25 (2.2)	32 (2.9)

資料；統計庁「経済活動人口付加調査（若年層・高齢層）結果」（2008年5月実施）

注；1）公的年金（国民年金、私学年金、軍人年金等）、基礎老齢年金、個人年金等老後生活の安定のために政府又は個人によって助成され支給した金額である。

3 政府は敬老年金の拡大案以外にも、扶養能力のある子どもが老父母の扶養を拒否する場合、国が国民基礎生活保障法に基づいて先に生活費を支援した後、子どもに費用を請求する案と、3世代同居住宅の供給を活性化するための金融支援対象を現行の専用面積25.7坪から40坪に拡大し、3世代同居住宅に対する登録・取得・譲渡税の減免案なども検討している。

4 保健福祉家族部 (<http://mw.go.kr>)

韓国の高齢者の中で、どのぐらいの人が年金を受給しており、また受給額はどのぐらいであるかを表7で確認する。ここでの年金受給には、公的年金や基礎老齢年金および個人年金などを含めている。

55～79歳人口の中で29.9%が調査期間1年間の間、年金を受給したことがある。男女別に見ると、男子高齢者の37.5%、女子高齢者の23.5%が年金を受給したことがある。月平均年金受給額は、年金受給者の81.2%が50万ウォン未満を受給しており、「10～25万ウォン未満」を受給する人が36.8%と最も多い。また、男子受給者の中で、39.8%は「10～25万ウォン未満」を受給しており、14.6%は「150万ウォン以上」を受給している。一方、女子受給者の50.5%は「10万ウォン未満」を受給している。

3. 高齢者の雇用促進政策

今後、高齢化の進展と共に、高齢者の経済活動を促すことは、経済社会の活力を維持し、また社会的扶養負担を減らすためにも重要である。韓国では、高齢者の能力に適した職業で就業することを支援・促進することによって高齢者の雇用安定と国民経済の発展に寄与することを目的として高齢者雇用促進法が1991年制定された。

政府はまた、2001年6月、高齢者の就職を活性化するため、宣言的意味にすぎない現行の「高齢者雇用促進法」を「障害者雇用促進法」と同じ水準に改正し、企業に一定比率以上の高齢者の雇用を義務づけ、年齢差別禁止条項の新設も推進してきた⁵。さらに高齢化社会に備えて、体系的・総合的に高齢人力の活用政策を樹立し施行するため、高齢者雇用与件を改善する年齢差別禁止政策として、労働部は「高齢者雇用促進法」を「雇用上の年齢差別禁止および高齢者雇用促進に関する法律」と改正・改称し（2008年3月公布）、年齢差別禁止法制化を推進した。以下では、「雇用上の年齢差別禁止および高齢者雇用促進に関する法律」における高齢者雇用促進のための主な政策として⁶年齢に関する法制度の内容を確認する。

1) 高齢者基準雇用率と助成金

同法律で高齢者とは55歳以上の者と規定している（第2条）。高齢者雇用基準率により、企業は大統領の定める人数の55歳以上の高年齢者を雇うよう努力することになっている。これは常時300人以上の労働者を使用する事業場の事業主に当てはまり、製造業では常時労働者の2%、運輸業や不動産及び賃貸業では6%、その他の産業では3%など、産業別に高齢者雇用率が定められている（第3条）。ただし、それに満たない場合、雇用率履行計画書の提出等の不利益を受けることとなっているが、不履行に対する罰則はない。

基準雇用率以上の高齢者を雇うよう努力すべき事業主は常時労働者300人以上の事業所の事業主

5 「朝鮮日報」2001年10月6日（<http://www.chosunonline.com>）

6 労働部ホームページ（<http://www.molab.go.kr>）

であるが、一定以上の割合で高齢者を雇用する企業に対しては「雇用保険法施行令」の定めにより、助成金が支給される。例えば、製造業では高齢者の割合が4%を超える場合、超える人数の一人当たり15万ウォン（2005年基準）が四半期ごとに支給され、高齢者の割合が15%を超える場合は15%分まで（大企業は15%でなく10%）支給されることになっている。

2) 60歳定年義務化

高齢者雇用促進法では「使用者は定年年齢を60歳以上とするよう努めなければならない（第19条）」と定められている。ところが、労働部が従業員300人以上の事業場を対象として定年状況を調べた結果によると、単一定年制を採択している企業の平均定年は、2000年57.2歳、2001年56.7歳、2002年56.6歳、2003年56.7歳で、高齢者雇用促進法が奨励している「定年60歳以上」に満たなかった。また、2003年データによると、55歳を定年にしている企業が45.3%と最も多く、58歳が22.7%、60歳以上は11.4%であった。政府はこうした現状を改善するため、年金受給年齢と連携して60歳定年を2010年まで法制化することを予定⁷している。

定年を延長するか又は定年後再雇用制度を運用するなど、労使合意によって定年を実質的に延長する事業主には、延長期間・企業規模・高齢者数によって最大5年まで「定年延長・再雇用制度導入奨励金」を支援する。また定年間近な労働者や定年後3ヶ月以内の労働者を継続雇用または再雇用した事業主に対し⁸、一人当たり30万ウォンを6ヶ月間支給し、被用者数500人以下の製造業の場合は1年間支給する。2005年に対象となった労働者は776人で、合計12億2,300万ウォン支給された。

一方、300人以上雇用事業主に毎年定年制度運営現況を義務化し、定年延長計画を提出しない事業主に対しては500万ウォン以下の過料が賦課される。

3) 高齢者年齢差別禁止⁹

2008年3月の法改正により、2009年3月21日以降、事業主が社員を募集・採用する際に、「年齢が高い」ということを理由に採用を拒否することができなくなる。不合理な年齢制限を行った場合は500万ウォン以下の罰金が科されることになる。

また2010年からは、募集・採用をはじめとして、賃金および賃金以外の金品支給、福利厚生、教育・訓練と配置、転勤、昇進、退職、解雇などあらゆる分野で年齢を理由とする差別が禁止される。差別により被害を受けた場合、国家人権委員会に陳情することができる。

さらに労働部長官は、国家人権委員会の勧告を履行しない事業主に是正命令を下し、相手がこれに従わない場合は3000万ウォン（約300万円）以下の過料を賦課することができる。しかし、演劇や映画で子役を演じるために年齢を制限するなど、職務の性格に照らし年齢制限が不可避な場合や、勤続期間の違いを考慮し賃金などに合理的な差などを設ける場合は、例外として認められる。

7 「朝鮮日報」2004年11月4日（<http://www.chosunonline.com>）

8 「海外情勢報告2005 2006年」（<http://www.hakuso.mhlw.go.jp>）

9 「朝鮮日報」2008年3月22日（<http://www.chosunonline.com>）

これに対し、韓国経営者総協会（韓国経総）は¹⁰「内容的にはいいかもしれないが、年功序列型の人事体系を維持している国内企業の現実を無視している」とし、「職務と成果を中心とした賃金体系が確立され、柔軟な労働市場が形成されてから、進めていくべきだ」と主張している。

終わりに

低出産・高齢化は国家経済と社会の活力を低下させ、成長潜在力を鈍化させる要因として作用する。高齢者の能力に適合した職業に就業することを支援し雇用を促進することは高齢者の生活安定のみならず経済社会の活力を維持するためにも必要である。

韓国での高齢者雇用促進法では55歳以上のものを高齢者と規定しており、また高齢者の経済活動が把握できる唯一のデータである「経済活動人口付加調査（若年層・高齢層）結果」が55歳以上を調査対象としているので、本稿では55歳以上高齢者の雇用面における特徴、また高齢者の収入源である年金の受給実態、また高齢者の雇用を促進するための政策の内容を確認することを試みた。

韓国の高齢者の経済活動参加率は高く、失業率も相対的に低い水準であるが、その中身をみると韓国の高齢就業者は常用労働者の割合が相対的に低く求職をあきらめた人が多い。また農林漁業や単純労務職に従事する割合が高いのが特徴である。また半数以上の高齢者が将来就業を希望しており、就業動機としては生活費補助が多く、仕事の形態としては全日制を希望する高齢者が多い。

高齢者の所得は勤労所得よりは年金受給、子供からの支援などの移転所得に依存ところが多いが、国民年金や政府の低所得高齢者向けの基礎老齢年金などの受給者は3割程度に過ぎず、月平均受給額は25万ウォン（2008年10月15日レートで約2万円）以下が年金受給者の69%を占めている。

韓国政府は1991年に高齢者雇用促進法を制定し、改正を経て2008年3月「雇用上の年齢差別禁止および高齢者雇用促進に関する法律」を公布した。その中で、本稿では年齢と関わる法制度として、高齢者基準雇用率、60歳定年義務化、高齢者年齢差別禁止条項の内容を紹介した。ところが、このような政策の導入にもかかわらず、高齢者の雇用機会は増えていない。年功賃金体制、硬直した雇用保護規制などが高齢者に対する人力需要の障害要因として作用することと考えられるので労働市場柔軟化の政策と共に高齢者雇用促進政策を考慮する必要があると考えられる。

（ベヘしゅん：アジア文化学科 准教授）

10 「朝鮮日報」2007年3月30日（<http://www.chosunonline.com>）